

◎新潟県告示第492号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系浅貝川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年4月13日
- 3 廃川敷地等の位置
南魚沼郡湯沢町大字三国字下品ノ木4番11地先から同町大字三国字下品ノ木4番10地先まで（浅貝川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,033.09平方メートル